

松前町農業再生協議会 5 年水張ルールの特例措置の確認方法に関する取扱要領

令和 7 年 1 月 31 日制定

令和 7 年 7 月 16 日改正

1 概要

5 年水張ルールの例外として、水稻の作付が困難な場合に過去 5 年間に遡って、① 1 か月以上の湛水管理を実施すること②令和 7 年度又は令和 8 年度において連作障害を回避する取組を実施したことのいずれかが確認できる場合には、水稻の作付け（水張）が行われたものとみなされる（以下「特例措置」という）。

① 1 か月以上の湛水管理を実施することの参考図

水張年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
R4	水張					○				
R6			水張					○		
R8					水張					○

② 連作障害を回避する取組を実施したことの参考図

取組年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
R7	取組					○	
R8		取組					○

2 交付対象水田の判定基準日

交付対象水田かどうかの判定基準日は、特例措置を行った年度の翌年度の 7 月 1 日とする。例：令和 7 年度に特例措置を行った→令和 8 年 7 月 1 日現在で判定

3 1 か月以上の湛水管理を実施することについて

「湛水管理実施報告書（様式第 1 号）」を湛水管理開始日の 2 週間前までに再生協議会事務局に提出してもらう。事務局職員は湛水管理開始時期と湛水管理終了時期の 1 か月以上期間を空けて 2 回現地確認を実施する。なお、部分的な湛水や天水による一時的な湛水は水張とは認めない。

事務局は、2 度の現地確認後、速やかに申請者に現地確認結果を通知する。

4 連作障害を回避する取組を実施したことについて

連作障害を回避する取組（①土壌改良資材・有機物（堆肥、もみ殻等を含む。）の施用、②土壌に係る薬剤の散布、③後作緑肥の作付け、④病虫害抵抗性品種の作付け）を実施する。確認方法は、根拠資料（作業日誌、栽培管理記録簿、資材の購入伝票等）を保管してもらい、実施した翌年度の 6 月 30 日までに提出する。なお、経営所得安定対策等交付金交付申請者については交付申請書の「環境と調和のとれた農業生産の実施状況」欄にチェックがあれば令和 8 年度以降、申請年度の前年度について、申請者の全ほ場が連作障害を回避する取組が行われたものとみなす。例：令和 8 年度に交付申請書を提出→令和 7 年度連作障害回避の取組を行ったと判断